

静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱（以下「処分要綱」という。）の実施に際して、事務手続等の必要な細目について定めることを目的とする。

(報告徴収、立入検査等)

第2条 PCB特措法に基づく改善命令又は代執行を行うに当たっては、必要に応じて、あらかじめ、PCB特措法に基づく改善命令又は代執行の対象となるか否かについて明確化するため、所有者又はPCB廃棄物の疑いのある物を所有する者その他の関係者に対し、PCB廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めるとともに、県職員が事務所、事業場及びその他の場所に立ち入り、帳簿書類及びその他の物件の検査を実施し、又は試験の用に供するのに必要な限度においてPCB廃棄物（疑いのある物を含む。）を無償で収去する。

2 立入検査等をする県職員は、立入検査等に際し、身分及び根拠法規を示した立入検査証を携帯し、かつ、関係者に提示する。

3 報告徴収又は立入検査等を行う場合には、報告拒否、虚偽報告、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避による違反行為を行った場合には刑罰が科され得ることを明示し、実際に違反行為がなされた場合には、捜査機関と協議の上、厳正に対処する。

(報告徴収、立入検査等の対象)

第3条 前条第1項に規定する「PCB廃棄物の疑いのある物」とは以下のとおりとする。

- (1) 昭和28年から昭和47年までに製造された変圧器及びコンデンサー
- (2) 昭和32年から昭和47年までに製造された照明器具の安定器
- (3) その他、PCB廃棄物掘り起こし調査マニュアルに沿って実施した所有者調査等によりPCB廃棄物又はPCB使用製品である蓋然性が高いと判断されたもの。

(報告徴収、立入検査の内容)

第4条 報告徴収、立入検査は、次に掲げる事項に基づき実施する。

- (1) 保管されている事業場への立入検査によって、確実に高濃度PCB廃棄物が保管されていることを確認し、立入検査の目的を達成するために必要な限度で対象となる廃棄物の保管の状況を撮影する。
- (2) 立入検査の際には、高濃度PCB廃棄物の保管等に関し、帳簿類（処分の委託に必要な資力が事業者にあるか判断するために必要な貸借対照表、損益計算書等の書類を含む。）その他物件を検査する。
- (3) 高濃度PCB廃棄物（疑いのある物を含む。）を収去する場合は、収去証を保管事業者等に交付する。
- (4) 保管事業者等に対する指導又は助言の経緯については、電話や対面により口頭で行ったものを含め、記録簿等作成しておく。

(改善命令の発出)

第5条 改善命令の発出は、次に掲げる事項に基づき実施する。

- (1) 改善命令書は別紙様式により行うものとする。
- (2) 報告徴収、立入検査を実施した結果を踏まえ、履行期限を命令日より起算して30日以内の期間に定める日をもって指定する。
- (3) 改善命令の対象となる所有者が中小企業等の軽減制度の対象となる場合には、その申請から決

定までに要する期間を考慮して、履行期限を命令日より起算して60日以内の期間に定める日をもって指定する。

(改善命令の履行の確認)

第6条 改善命令の履行の確認は、場合によっては報告徴収又は立入検査を実施した上で、委託契約書の書面を確認すること等により行う。

(弁明の機会の付与)

第7条 弁明の機会の付与は、静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第71号）第17条の規定により通知する。

(代執行)

第8条 処分要綱第7条第1項に規定する公告は、県公報への掲載、又は改善命令の履行期限と同程度の履行期限を命令日より起算して30日以内の期間に定める日をもって公報用の掲示板に掲示すること若しくは代執行を実施する場所に掲示板を立てて掲示を行うことのいずれかにより実施する。

2 公告の期間は、30日間を原則とするが、計画的処理完了期限までに残された期日及び必要な手続きに応じて設定する。

(命令書等の送達)

第9条 改善命令書、弁明の機会の付与の通知及び代執行通知書（以下「命令書等」という。）の送達は、所有者本人に手交することを原則とする。所有者に手交できない場合は、所有者と一定の関係にあり、かつ送達の意義を理解し、命令書等を所有者に交付することが期待できる程度のわきまを有する者（以下「受領資格者」という。）に手交する。受領資格者に手交できない場合は、送達すべき場所の玄関内や郵便箱への投函にて送達する（以下「差置送達」という。）。差置送達が困難な場合は、所有者の住所、居所、営業所又は事務所に配達証郵便等による郵送で送達する。郵送が困難な場合は、命令書等の名称、所有者の氏名又は名称、いつでも手交できる旨を掲示する。この場合、掲示開始日から2週間が経過した時点で通知が所有者に送達されたものとみなす。

2 手交の際は受領印や写真撮影、動画撮影等により送達を記録する。

3 差置送達の際は複数人で実施し、送達の様子を写真撮影、動画撮影等により送達を記録する。

4 法人に送達する場合は代表者に対して送達する。代表者の所在不明等の場合はその他役員に送達する。

5 法人が破産宣告を受けている場合は、破産管財人、清算中の場合は、清算人に送達する。

6 親子法人特例認定業者の場合は、認定を受けた事業者に対して送達する（事業者ごとに個別に送達する必要なし。）。)

7 所有者が逮捕、勾留その他処分により収容されている場合は、刑事施設の長に送達する。

所在地
法人名（様不要）
代表者名（様不要）

静岡県知事 氏 名

改 善 命 令 書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、下記のとおり処分等措置を講ずることを命令する。

なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1項の規定により罰せられることがある。

記

- 1 講ずべき処分等措置の内容
- 2 命令の履行期限
- 3 命令を行う理由
- 4 措置を講じないとき

（教示）

この命令について不服があるときは、次のとおり審査請求又は命令の取消しの訴えを提起することができる。

1 審査請求

この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対してすることができる。ただし、命令の日の翌日から起算して1年を経過したときは、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、審査請求をすることができない。

2 命令の取消しの訴え

この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が静岡県の代表者となる。）として提起することができる。ただし、命令の日の翌日から起算して1年を経過したときは、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、命令の取消しの訴えを提起することができない。

なお、上記1の審査請求を行った場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に命令の取消しの訴えを提起することができる。ただし、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、命令の取消しの訴えを提起することができない。

担 当
電話番号